

=お知らせ=

「総合的なユーザー向け提案・説明用資料」における CG動画の完成のお知らせについて

平成26年度より日整連から提供されている「総合的なユーザー向け提案・説明用資料」について、この度、自動車ユーザーに消耗部品交換の提案や整備結果説明を行う際、一連の消耗進行状況や装置・部品の働き等について、口頭では説明し難いときにご活用いただくためのCG動画が完成しましたので、下記の通りお知らせします。

記

(1) データ形式

MP4 ファイル (データ容量: 4 ~ 12 MB)

(2) データ提供方法

日整連ホームページに掲載 (動画閲覧用)

※QRコード (別紙参照) より、整備事業者やユーザーが、スマートフォンやタブレット等のカメラ機能から直接アクセスし、CG動画の視聴が可能。

※QRコードは (株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 各データの掲載場所

日整連ホームページ

「整備事業関連情報」→「ユーザー説明用資料集」

掲載URL: <https://www.jaspa.or.jp/member/explanation/>

※CG動画の格納場所は、個々の項目等に掲載

(4) CG動画項目・内容

①消耗・劣化部品説明動画 (乗用車編のみ) ※全18種

消耗部品・劣化部品の役割や交換を怠った場合の危険性について、CG動画と音声にて説明。 (各再生時間: 27秒~58秒)

項目名	
1	エア・クリーナ・エレメント
2	冷却水(LLC)
3	エンジン・オイル/エンジン・オイルフィルタ
4	スパーク・プラグ
5	タイミング・ベルト
6	補機ベルト (オルタネータ/油圧ハーネス/ステアリング/エアコン)
7	パワー・ステアリング用油圧ホース
8	ステアリング・タイロッド・エンド
9	ブレーキ・フルード
10	ブレーキ装置に係わるゴム部品 (マスター・シリング/ブレーキ・ホース/ディスク・キャリパー/ホイール・シリング)
11	ブレーキ・ロータ/ブレーキ・パッド
12	ブレーキ・ドラム/ブレーキ・シュー
13	トランスミッション・オイル(AT/CVT/マニュアル)/ディファレンシャル・オイル
14	ドライブ・シャフト・ブーツ
15	ダイヤ
16	ワイパー・ゴム
17	バッテリ
18	エアコン・フィルタ

②点検・整備料金説明動画 (乗用車編・貨物車編) ※故障診断料のみ

故障診断に係わる構成内容や令和3年10月の点検基準改正に伴い、「車載式故障診断装置の点検」が法律で義務付けになったこと、スキャンツールを用いて故障部位の絞り込みを行うこと等をCG動画と音声にて説明。 (再生時間: 1分11秒)

項目名	
1	故障診断料

消耗・劣化部品／点検・整備料金動画視聴用 QR コード一覧

■消耗・劣化部品説明動画（乗用車編）※全 18 種

①エア・クリーナ・エレメント



②冷却水 (LLC)



③エンジン・オイル／オイルフィルタ



④スパーク・プラグ



⑤タイミング・ベルト



⑥補機ベルト
(オルタネータ/油圧パワー・ステアリング / エアコン)



⑦パワー・ステアリング用油圧ホース



⑧ステアリング・タイロッド・エンド



⑨ブレーキ・フルード



⑩ブレーキ装置に係わるゴム部品

(マスター・シリンダ / ブレーキホース / キャリパー / ホイール・シリンダ)



⑪ブレーキ・ロータ／ブレーキ・パッド



⑫ブレーキ・ドラム

／ブレーキ・シュー



⑬トランスミッション・オイル(AT/CVT/マニュアル)
／ディファレンシャル・オイル



⑭ドライブ・シャフト
・ブーツ



⑯タイヤ



⑯ワイパー・ゴム



⑰バッテリ



⑱エアコン・フィルタ



■点検・整備料金説明動画（乗用車編・貨物車編）
※故障診断料のみ

①故障診断料



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

令和4年度『不正改造車を排除する運動』について

令和4年6月1日（水）～6月30日（木）の1ヶ月間は

「不正改造車排除強化月間」

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省の通達がありましたので、お知らせ致します。令和4年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むよう本運動の趣旨・実施事項等を踏まえ、ご協力をお願いします。

なお、例年、会員の皆様に配布いたしております本運動のポスター及び不正改造排除マニュアルつきましては、諸般の事情により製作が遅れているため、FAINESに掲載されております不正改造車排除マニュアルを、ご活用下さい。

【目的】

我が国の自動車保有台数は、令和3年12月末現在で8千万台を超えており、自動車は国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は2,636人、負傷者数は約36万人と、依然として多くの方が事故の被害に遭われている。また、我が国の大気環境については、二酸化窒素(NO2)や二酸化硫黄(SO2)等の環境基準が達成されていない地域が一部残っており、自動車交通騒音に係る環境についても、未だ多くの苦情が寄せられている状況にある。

このような状況にあって、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造を施した自動車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にその排除が強く求められている。

しかし現状としては、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったもののその認識のないまま運行の用に供している自動車使用者、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工事業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者がいる状況となっている。

このため、自動車関係団体等の協力を得つつ、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し国民の不正改造排除の意識を高めることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。その際、「自動車点検整備推進運動」など他の運動等との連携を図っていく。

【実施事項】

1. 重点排除項目

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

2. 基本排除項目

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し

- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし棒の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング(エア・spoイラ)の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

3. 地方独自排除項目

各地方運輸局又は各運輸支局は、上記1及び2の排除項目のほか、地域の事情や要請を考慮した地域独自の排除項目を設定するよう努めるものとする。

なお、ディーゼル黒煙を悪化させる「燃料噴射ポンプの封印の取外し」の項目については、協議会構成団体の地方組織と協議のうえ、設定する。

4. 自動車整備事業者における実施事項

「不正改造車を排除する運動」のポスターを掲示する等により、自動車ユーザーに不正改造防止を周知し不正改造車の排除に努めるとともに、FAINESに掲載されております「不正改造車排除マニュアル」等を活用して下記事項を実施して下さい。

- (1) 不正改造車の排除のための啓発等
 - 適正な整備・改造の推進
 - 従業員に対する指導等
- (2) 不正改造車の排除のための情報収集等
 - 不正改造車に関する情報等の提供
- (3) 不正改造車の排除のための取締り等
 - 自主点検の実施

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」4月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
有泉自動車(株)	788	甲府東	前沢自動車工業	749	南アルプス北
青柳自動車工業所	16	甲府西	八田自動車整備工場	760	南アルプス北
朝川オートサービス	1158	甲府南	(株) 清川自動車	612	市川
東洋モータース(株)	972	甲府北	河野自動車整備工場	963	市川
藤原モータース	724	峡北	(株) 稲葉工業	63	南巨摩南
中山自動車工場	731	峡北	中富自動車整備工場	682	南巨摩北
(株) 下井出	1035	峡北	オートショップ渡辺	1197	南巨摩北
(有) 小沢自動車	514	韮崎	古屋モータース	512	東八
(有) 輿石自動車工業	665	韮崎	雨宮自動車整備工場	790	東八
ボディーショップフカサワ	986	韮崎	(株) 田辺自動車	113	塩山
田中自動車工場	996	韮崎	後藤モータース	509	塩山
ヤザキオート	1151	韮崎	塩山オートサービス	550	塩山
富士自動車工業所	330	南アルプス南	東信自動車整備工場	314	岳麓
早川自動車整備工場	418	南アルプス南	コマタオートセンター	433	都留
(有) 堀田自動車工場	669	南アルプス北	高部自動車整備工場	805	都留

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について (作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化)

厚生労働省より、令和4年4月15日に労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が交付（令和5年4月1日から施行）されたことから、これまで労働安全衛生法の保護対象とされていなかった、作業を請け負わせる一人親方や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対して、新たに事業者に措置義務が課された旨のお知らせがあり、本件に係るパンフレットのデータ提供がありましたので、下記の通りお知らせします。

事業者・一人親方の皆さんへ

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は 以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます**。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる**
(または請負人に**設備の使用を許可する**) 等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、
請負人に対しても**その作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、
請負人に対しても**保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます**。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、
その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、
その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、
同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、
その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。

何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。